

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の施行に関する訓令

北海道警察本部訓令第13号
平成19年5月31日

改正 平成28年3月29日警察本部訓令第13号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の施行に関する訓令を次のように定める。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則の施行に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく北海道公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（平成19年北海道公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と総称する。）に対する再審査の申請及び事実の申告に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

(再審査の申請の受理)

第2条 道公安委員会に対する再審査の申請があるときは北海道警察本部（以下「警察本部」という。）留置管理課長が、方面公安委員会に対する再審査の申請があるときは当該方面本部の警務課長が当該再審査の申請を受理するものとする。

(再審査の申請受理時の留意事項)

第3条 警察本部留置管理課長又は方面本部の警務課長（以下「留置管理課長等」という。）は、前条の規定により再審査の申請を受理するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 再審査の申請書の記載内容が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第230条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定する要件を具備していること。
- (2) 再審査の申請が、代表者又は管理人によってなされたときは、その資格を有していること。

(再審査の申請の受理の報告)

第4条 留置管理課長等は、第2条の規定により再審査の申請を受理したときは、再審査の申請受理報告書（別記第1号様式）に再審査の申請書を付して、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(質問結果録取書)

第5条 規則第3条第2項の質問結果録取書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(検証調書)

第6条 規則第5条の検証調書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

(執行停止)

第7条 規則第6条の規定により公安委員会が執行停止をするかどうかの決定をしたときの再審査の申請人に対する通知は、当該再審査の申請人の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

(執行停止の取消し)

第8条 規則第7条の規定により公安委員会が執行停止を取り消したときの再審査の申請人に対する通知は、当該再審査の申請人の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

(再審査の申請の取下げの報告)

第9条 留置管理課長等は、規則第9条に規定する再審査の申請の取下げがあったときは、その旨を公安委員会に報告するものとする。

(再審査の申請の審理調査書の作成)

第10条 留置管理課長等は、公安委員会の裁決に資するため、再審査の申請審理調査書（別記第4号様式）を作成するものとする。

2 留置管理課長等は、公安委員会が裁決をしたときは、前項の再審査の申請審理調査書の所定欄にその旨を記載するものとする。

(再審査の申請に関する規定の準用)

第11条 第2条、第4条から第6条まで、第9条及び第10条の規定は、事実の申告について準用する。この場合において、第2条、第4条及び第9条中「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と、第4条中「再審査の申請受理報告書」とあるのは「事実の申告受理報告書」と、「再審査の申請書」とあるのは「事実の申告書」と、第10条中「裁決」とあるのは「確認」と、「再審査の申請審理調査書」とあるのは「事実の申告審理調査書」と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

第12条 この訓令に定めるもののほか、法に基づく公安委員会への不服申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する

※ 別記様式は省略